

内閣府特命担当大臣（防災）

あかま 二郎 様

島根県東部を震源とする地震に伴う
国への緊急要望書
(令和8年1月)

治 司 郎 彦 紀 孝 彦 明 一 治
伸 隆 太 達 大 清 敦 英 淳 祐
憲 伊 伊 中 竹 陶 小 中 塔 白
井 木 達 田 口 山 澤 村 田 石
平 伊 伊 中 竹 陶 小 中 塔 白
事 長 長 長 長 長 長 長 長
知 市 市 村 町 町 町 町 町
県 子 港 吉 山 部 耆 南 野 府
鳥 米 境 日 大 南 伯 日 日 江

島根県東部を震源とする地震における局地激甚災害指定について

《提案・要望の内容》

○農地及び農業用施設の被災箇所の円滑かつ早急な復旧のため、特に被害の大きい市町村における特別の財政措置を講じられるよう、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく「局地激甚災害指定」が速やかに適用されるよう配慮すること。

○弓浜干拓地（境港市）の被害状況（R8.1.16 時点 ※継続調査中）

農地液状化のほか干拓地を取り囲む排水路（潮廻し水路）の崩壊など、被害額が増大しており、境港市では「局地激甚災害指定」の指定基準に該当する見込み。

工種	事業量	被災状況	被害見込額 (百万円)	備考
農地（畑）	44 区画	液状化、畠面沈下等	16	○境港市農業所得推定額 328 百万円 ○局地激甚災害指定基準額 $328 \times 10\% = 33$ 百万円 ※指定基準を満たす見込
排水路	L=608m	潮廻し水路の崩壊	200	
道路	5 箇所	路面沈下、路肩崩壊、ひび割れ等	15	
その他水路	1 式	パイプライン破損等	6	
合計			237	

○主な被災箇所図（液状化発生区画及び潮廻し水路）



■農地の液状化（44 区画）



■潮廻し水路の崩壊 (L=608m)



■潮廻し水路隣接農道の沈下



■農道路面沈下



被災住宅の復旧に係る財政支援について

《提案・要望の内容》

- 被災者の生活再建が迅速に進むよう、現在、国の被災者生活再建支援制度が適用されない被害に対しても、支援を行うこと。
- 国制度による支援が困難な場合でも、都道府県及び市町村が行う独自の支援制度に対して財政措置を講ずること。

<参考>

- ・令和8年1月6日に発生した島根県東部を震源とする地震では、屋根や外壁の破損等多くの被害が発生し、被災者から一日も早い住宅復旧が求められているところ。
- ・国の被災者生活再建支援では、市町村単位で住宅全壊被害が10世帯以上発生した自然災害等において、中規模半壊以上の被害が発生した世帯を支援対象としており、今回の被災は支援の対象とならない。
- ・県では以上の状況に鑑み、今回の地震について、国制度で支援対象とならない一部損壊被害でも支援対象とする県独自の制度の適用対象とし、対応することとした。

(伯耆町)



(南部町)



○県独自の支援制度

国制度では支援対象外

①住宅の再建支援（対象者：被災住宅の所有者等）

再建の方法	世帯人数	損傷の程度						
		全壊 (50%以上)	大規模半壊 (40%以上)	中規模半壊 30%以上	半壊 20%以上	一部損壊		
				10%以上	5%以上	5%未満		
建設・ 購入	複数	300万円	250万円	100万円	100万円	30万円	5万円	2万円
	単身	225万円	187.5万円	75万円	75万円			
補修	複数	200万円	150万円	上限100万円	上限100万円	上限30万円		
	単身	150万円	112.5万円	上限75万円	上限75万円			

②住宅に重大な損害を与えるおそれのある擁壁等の復旧（対象者：土地所有者等）

補修に要した経費の2/3(上限100万円)

※擁壁復旧は、①の住宅の再建支援とは別に支給される。